

暴風警報,特別警報発令に伴っての始業時間について(改訂版)

2018. 8. 22一部改定

非常変災時の場合

(1) 大阪府教育委員会から、テレビ・ラジオ等を通じて、「休業」の指示があった場合は臨時休業とする。

(2)「暴風警報,特別警報」が大阪市、東大阪市、八尾市のいずれかに発令された場合は、以下のように措置する。

- ① 午前6時30分までに解除された場合は、通常の始業時刻で授業を行う。
- ② 午前6時30分以降午前9時までに解除された場合は、第3限より授業を行う。
- ③ 午前9時以降午前10時までに解除された場合は、第4限より授業を行う。
- ④ 午前10時以降午前11時までに解除された場合は、第5限より授業を行う。
- ⑤ 午前11時以降も解除されない場合は、臨時休業とする。

(3) 生徒の居住地に「暴風警報,特別警報」が発令された場合は、当該生徒は自宅待機とし、(2)の①～⑤に準ずる。

※ 上記に適応できない事例が発生した場合には、随時対応を協議する。